

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当たるときの翌日)

目 次

- ◇ 告 示 昭和四十六年度鳥取県水産業経営調査要綱
- 昭和四十七年度鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日等
- 結核予防法による医療機関の指定
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良区の合併の認可
- 土地改良区の設立の認可
- 開発行為に関する工事の完了

告 示

鳥取県告示第二十三号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、昭和四十六年度鳥取県水産業経営調査を次の要綱により行なうので、同条

例第二条の規定により告示する。

昭和四十七年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十六年度鳥取県水産業経営調査要綱

一 調査の目的

この調査は、本県における内水面漁業及び内水面養殖業を営む事業所の経営の実態を把握し、県民所得統計の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、千代川、天神川、日野川、湖山池及び東郷池において漁業を営む者が組織する漁業協同組合並びに内水面養殖業経営体について行なう。

三 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 事業内容
- 4 従業者数
- 5 年間総漁獲高
- 6 年間総費用
- 7 年間設備投資額

四 調査の対象となる期間

昭和四十六年一月一日から昭和四十六年十二月三十一日までの期間とする。

五 調査の時期

昭和四十七年二月一日から昭和四十七年二月二十日までの間に行なう。

六 調査の方法

この調査は、知事が別に定める調査票により、聞き取り調査及び郵送調査方法で行なう。

七 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、昭和四十七年二月二十日までに知事に提出しなければならぬ。

八 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後公表する。

鳥取県告示第二十四号

鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号）第十条の規定により、昭和四十七年度鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

昭和四十七年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 入所期日 昭和四十七年四月上旬

二 募集人員 二〇名

鳥取県告示第二十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和

二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十七年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日 医 療 機 関 名 所 在 地

昭和四十六年十二月二十日 相原 医院 境港市新屋町五五

鳥取県告示第二十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十七年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日 指 定 医 療 機 関 の 名 称 所 在 地

昭和四十六年八月三十一日 中浜診療所 境港市新屋町五五

鳥取県告示第二十七号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良（岩倉地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三第五項において準用する同法第四十八条第六項において準用する同法第九十一条の規定に基づき、昭和四十七年一月六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第八項の規定により告

示する。

昭和四十七年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二十八号

昭和四十六年十月十九日付で東伯郡羽合町大字長瀬一一五〇番地の六羽合土地改良区設立委員故島賢市ほか十六人の者から申請のあつた羽合土地改良区及び羽合砂丘土地改良区が合併して羽合土地改良区を設立することについては、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定に基づき、昭和四十七年一月六日認可したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 合併により設立する土地改良区

羽合土地改良区

二 合併により解散する土地改良区

羽合土地改良区

羽合砂丘土地改良区

鳥取県告示第二十九号

東伯郡大栄町大字西高尾四六二番地杉本進ほか十五人の者から設立認可申請のあつた高尾土地改良区については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月六日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項

の規定により告示する。

昭和四十七年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十号

次の開発区域について、開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩吉字金田

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市尾高町四七

永瀬石油株式会社 取締役社長 永瀬義春